

令和5年11月16日
子ども・若者部保育課

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等については、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める基準である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（以下「省令」という。）に基づき条例で定めることとされている。

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の改正法が、令和5年9月16日に施行されたこと等を受け、省令の一部が改正されたため、世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を、令和5年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

- (1) 条例第15条中、認定こども園法の規定を引用している箇所について、同法の改正により生じた項ずれを反映させる。
- (2) 条例第35条及び第36条中の読み替え規程について、省令改正に倣い文言整理を行う。

3 改正案

別紙 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

公布の日

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 第4回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例	○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
平成26年9月30日条例第37号	平成26年9月30日条例第37号
第1条～第14条（略）	第1条～第14条（略）
（特定教育・保育の取扱方針）	（特定教育・保育の取扱方針）
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
（1）（略）	（1）（略）
（2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項	（2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項
（3）～（4）（略）	（3）～（4）（略）
2（略）	2（略）
第16条～第34条（略）	第16条～第34条（略）
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2（略）	2（略）
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本

改正後	改正前
<p>章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>	<p>章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、<u>「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの」と</u>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>
<p>（特別利用教育の基準）</p>	<p>（特別利用教育の基準）</p>
<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>認定こども園又は幼稚園</u>とあるのは「<u>特別利用教育を提供している施設</u>」と、「<u>法第19条第1号</u>」とあるのは「法第19条第2号」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校</u></p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>法第19条第1号</u>」とあるのは「法第19条第2号」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u></p>

改正後	改正前
<p>就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。</p> <p>第37条～第56条　（略） 附則　（略）</p>	<p>のは「法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。</p> <p>第37条～第56条　（略） 附則　（略）</p>